

(意見書案第 20 号)

平成 27 年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書

介護保険制度の改正により、保険給付として要支援者に提供されてきた訪問介護と通所介護が、平成 27 年 4 月から 3 年間をかけて市町村事業に移行されることとなる。

この見直しについて、多くの関係者及び団体からは、地域資源や財政基盤による「地域間格差の拡大」や、必要なサービスが提供されないことによる「要支援者の介護の重度化」及び「介護労働者の処遇低下」などといった不安が指摘されてきた。

こうした不安が現実のものにならないための施策の実施については、国会議論における厚生労働大臣答弁で取り上げられるとともに、参議院厚生労働委員会における法案採択に当たっての附帯決議として採択されたところである。

また、平成 27 年 4 月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度については、必要な予算が確保されていないことから、保育の質の改善策として実施が予定されている保育士の配置基準の見直しや処遇改善及び放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が極めて不十分な内容となっている。

よって、政府においては、下記の事項について対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 介護保険制度改正によって保険給付から市町村事業に移行された訪問介護と通所介護については、地域間格差やサービス低下及び福祉労働者の処遇低下を招かないために必要な予算を確保すること。
- 2 子ども・子育て支援新制度の本格実施に必要とされる約 1 兆円の財源を確実に確保すること。
- 3 介護労働者及び保育士など福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 24 日

釧路市議会

内閣総理大臣 }
厚生労働大臣 } 宛